

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市

低入札価格調査における「数値的判断基準」の改正について

公共工事の品質確保、安全確保、下請けへのしわ寄せへの懸念から更なる対策強化として、次のとおり「数値的判断基準」を改正し、平成 23 年 4 月 1 日以降に発注する契約から適用します。

記

以下に掲げる各工事種目において、入札者が提出した工事費内訳書の表中右記の数値的判断基準未満の場合は落札者となることができません。

1. 土木工事・舗装工事・造園工事・しゅんせつ工事・管更生工事 等
(土木・舗装・造園工事などに伴う電気工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)

| 項 目 | 数 値 的 判 断 基 準 |
|-------------|---------------|
| 直 接 工 事 費 | 本市設計金額の 75% |
| + | + |
| 共 通 仮 設 費 | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 現 場 管 理 費 | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 一 般 管 理 費 等 | 本市設計金額の 30% |

} 未満の場合

2. 建築工事・給排水衛生冷暖房工事 等
(建築工事などに伴う電気工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む)
(交通局が発注する電気工事・電気通信工事・諸設備工事)

| 項 目 | 数 値 的 判 断 基 準 |
|-----------|---------------|
| 直 接 工 事 費 | 本市設計金額の 75% |
| + | + |
| 共 通 仮 設 費 | 本市設計金額の 70% |

} 未満の場合

| | |
|-------------|-------------|
| 現 場 管 理 費 | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 一 般 管 理 費 等 | 本市設計金額の 30% |

} 未満の場合

3. 橋梁・鋼管工事（A）鋼桁工事

| 項 目 | 数 値 的 判 断 基 準 |
|---|---------------|
| 直 接 経 費 (工場製作工のうち、材料費・製作費・ 工場塗装費含む) | 本市設計金額の 75% |
| + | + |
| 共 通 仮 設 費 (工場製作工のうち、間接労務費含む) | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 現 場 管 理 費 (工場製作工のうち、工場管理費含む) | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 一 般 管 理 費 等 | 本市設計金額の 30% |
| | } 未満の場合 |

4. 諸設備工事（プラント機械・電気設備）

| 項 目 | 数 値 的 判 断 基 準 |
|------------------------------------|---------------|
| 直 接 経 費 (*機器費+直接工事費) | 本市設計金額の 75% |
| + | + |
| 共 通 仮 設 費 | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 現 場 管 理 費 (現場管理費+据付間接費+設計技術費) | 本市設計金額の 70% |
| + | + |
| 一 般 管 理 費 等 (一般管理費等+機器費の一般管理費等) | 本市設計金額の 30% |
| | } 未満の場合 |

*機器費は、当該機器製作者の一般管理費等を除く。

注) 特殊な工事など、上記によらない場合があります。

設計書に添付の低入札価格根拠資料作成要領に記載しますので、ご確認ください。